県章

三重県公報

平成30年3月6日（火）
第　2985　号
毎週火・金曜日発行

目　　次

（番号）	（題　名）	（担当）	（頁）
	公安委規則		
1	銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項及び第十二条の三の規定に基づく公安委員会が指定する医師の指定に関する規則の一部を改正する規則	（公安委員会）	2
	告　　示		
146	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	（障がい福祉課）	2
147	有害な興行の指定	（少子化対策課）	2
148	家畜伝染病検査等の実施	（畜産課）	2
149	同件	（同）	3
150	保安林の指定を解除する予定である旨の通知	（治山林道課）	4
151	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	（同）	4
152	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	（同）	4
153	漁港管理者の指定の一部を改正する告示	（水産基盤整備課）	8
154	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	（中小企業・サービス産業振興課）	8
155	同件	（同）	9
156	同件	（同）	9
157	証紙の販売所の名称を変更した旨の届出	（出納局）	9
	海調委告示		
3	漁業権の免許内容等の事前決定についての公聴会の開催	（海区漁業調整委員会）	9
	公　　告		
	土地改良区役員の退任の届出	（農地調整課）	10
	公共測量を実施する旨の通知	（公共用地課）	10
	公共測量が終了した旨の通知	（同）	11
	正　　誤		
	平成30年2月23日付け三重県公報第2982号	（法務・文書課）	11

公 安 委 規 則

銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項及び第十二条の三の規定に基づく公安委員会が指定する医師の指定に関する規則の一部を改正する規則をこゝに公布します。

平成三十年三月六日

三重県公安委員会委員長　川　端　郁　子

三重県公安委員会規則第一号

銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項及び第十二条の三の規定に基づく公安委員会が指定する医師の指定に関する規則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項及び第十二条の三の規定に基づく公安委員会が指定する医師の指定に関する規則（平成二十一年三重県公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表中「第五条の二」を「第五条の二第一項」に改める。

附　則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

告　　示

三重県告示第 146 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

平成 30 年 3 月 6 日

三重県知事　鈴　木　英　敬

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指定年月日
薬局	スイショー薬局泊店	四日市市泊山崎町 2-16		薬局	平成 30 年 2 月 1 日
薬局	調剤薬局とまと長島店	桑名市長島町出口 247		薬局	平成 30 年 2 月 1 日
薬局	安塚薬局	鈴鹿市安塚町 1605		薬局	平成 30 年 1 月 1 日
薬局	ファーマライズ薬局菰野店	三重郡菰野町大字福村 64-6		薬局	平成 30 年 3 月 1 日

三重県告示第 147 号

三重県青少年健全育成条例（昭和 46 年三重県条例第 62 号）第 11 条第 1 項の規定により、有害な興行として次のとおり指定しました。

平成 30 年 3 月 6 日

三重県知事　鈴　木　英　敬

番号	区分	興行名	配給会社名等	指定年月日	指定理由
11	映画	変態家族　碧い海に抱かれて	オーピー映画	平成 30 年 3 月 6 日	著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残忍性を助長するため、青少年に観覧させることがその健全な育成を阻害すると認められる。
12	映画	くノ一　淫技大股がため	新東宝映画		

三重県告示第 148 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり牛の死体について、伝

達性海綿状脳症のうち牛に係るものの発生の状況及び動向を把握するための検査を実施します。

平成 30 年 3 月 6 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　実施の目的

牛海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため

2　実施する区域並びに実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

(1)　実施する区域

三重県全域

(2)　実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成 14 年法律第 70 号）第 6 条第 1 項の規定による届出の対象となる牛であって、家畜保健衛生所長が指示する牛

3　実施の期日

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

4　検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）別表第 1 に掲げる検査方法

三重県告示第 149 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく腐そ病検査、家きんサルモネラ感染症(ひな白痢)検査、ニューカッスル病検査、鶏マイコプラズマ病検査、高病原性鳥インフルエンザ検査、低病原性鳥インフルエンザ検査、牛ヨーネ病検査、牛ブルセラ病検査、牛結核病検査、アカバネ病検査、チュウザン病検査、アイノウイルス感染症検査、イバラキ病検査及び牛流行熱検査を次のとおり実施します。

平成 30 年 3 月 6 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　実施の目的

腐そ病、家きんサルモネラ感染症(ひな白痢)、ニューカッスル病、鶏マイコプラズマ病、牛ヨーネ病、牛ブルセラ病及び牛結核病の発生予防並びに高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ検査、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生予察のため

2　実施する区域並びに実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1)　実施する区域

三重県全域

(2)　実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア　腐そ病検査

みつばち

イ　家きんサルモネラ感染症(ひな白痢)検査及びニューカッスル病検査

鶏(種卵の産卵をしている鶏及びその目的で飼養している鶏)

ウ　鶏マイコプラズマ病検査

鶏(種卵の産卵をしている鶏及びその目的で飼養している鶏のうち家畜保健衛生所長が特に必要と認めた鶏)

エ　高病原性鳥インフルエンザ検査及び低病原性鳥インフルエンザ検査

飼養羽数が 100 羽以上の全ての家きん（だちょうは 10 羽以上）

オ　牛ヨーネ病検査

牛(生後 6 月以上の搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛、種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛及びこれらと同一施設内で飼養している牛のうち前回の検査日以降に県外から導入された牛並びに県内で生産された未検査牛及び繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している未検査肉用雌牛、平成 29 年度に初めて県内で検査を受けた牛、平成 25 年度に県内で検査を受けた牛並びに家畜保健衛生所長が特に必要と認めた牛)

カ　牛ブルセラ病検査及び牛結核病検査

牛(生後 3 月以上の搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛、種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛及びこれらと同一施設内で飼養している牛のうち過去本検査を受けていない牛、平成 25 年度に検査を受けた牛並びに家畜保健衛生所長が特に必要と認めた牛)

キ　アカバネ病検査、チュウザン病検査、アイノウイルス感染症検査、イバラキ病検査及び牛流行熱検査
牛(家畜保健衛生所長が特に必要と認めた未越夏牛)

3　実施の期日

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間において当該地域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

4　検査の方法

(1)　腐そ病については、臨床検査及び細菌検査

(2)　家きんサルモネラ感染症(ひな白痢)検査及び鶏マイコプラズマ病検査については、凝集反応検査

(3)　ニューカッスル病検査については、赤血球凝集抑制反応検査

(4)　高病原性鳥インフルエンザ検査及び低病原性鳥インフルエンザ検査については、血清抗体検査（酵素免疫測定法）及びその他必要な検査

(5)　牛ヨーネ病検査、牛ブルセラ病検査及び牛結核病検査については、家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）別表第 1 に規定する検査方法

(6)　アカバネ病検査、チュウザン病検査、アイノウイルス感染症検査、イバラキ病検査及び牛流行熱検査については、臨床検査及び中和試験

三重県告示第 150 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

平成 30 年 3 月 6 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　解除予定保安林の所在場所

熊野市神川町神上字高原瀬 1870 の 18

2　保安林として指定された目的

水源の涵(かん)養

3　解除の理由

道路用地とするため

三重県告示第 151 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 の規定において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

平成 30 年 3 月 6 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市（次の図に示す部分に限る。）

2　保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3　変更後の指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　主伐は、択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び伊賀市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 152 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 33 条の規定による保安林の指定施業要件の変更に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を松阪市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

平成 30 年 3 月 6 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

第 1

1　通知することができない者の氏名

小谷静夫

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松阪市嬉野町合ヶ野町字トチタニ 905 の 2

(2)　保安林として指定された目的

水源の涵(かん)養

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 2

1　通知することができない者の氏名

玉田　洋

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松阪市嬉野上小川町字キロサコ 177

(2)　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐は択伐とする（次の図に示す部分に限る。）。

(ｲ)　その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

(ｳ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｴ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 3

1　通知することができない者の氏名

後藤昌子

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松阪市飯高町粟野字板取 1212（次の図に示す部分に限る。）

(2)　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第4

1　通知することができない者の氏名

寺谷悠

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松阪市飯高町木梶字宮ノ谷227の1

(2)　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第5

1　通知することができない者の氏名

羽根幸雄

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松阪市嬉野小原町字垣内172の1、172の2

(2)　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第6

1　通知することができない者の氏名

滝野源之助、森本栄吉、森本楠太郎、森本彦次郎、松本富夫

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松阪市飯高町宮前字久三広1342

(2)　保安林として指定された目的

水源の涵養

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第７

1　通知することができない者の氏名

中尾七郎、青木才次郎、杉本繁夫

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松阪市飯高町宮前字黒石平 1337

(2)　保安林として指定された目的

水源の涵養

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第８

1　通知することができない者の氏名

永島成子、永島さとゑ

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松阪市飯高町下滝野字岩倉 619 から 621 まで

(2)　保安林として指定された目的

水源の涵養

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第９

1　通知することができない者の氏名

向坂敏和

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松阪市飯高町下滝野字大鳥谷 797 の 1、797 の 2

(2)　保安林として指定された目的

水源の涵養

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第10

1　通知することができない者の氏名

柳瀬鹿蔵、森本新造、田中さくの、田中楠五郎、田中徳蔵、森本荘平、森本伊三郎、柳瀬長太郎、柳瀬定一郎、近江恒助、堀内謹一、野呂文生

2　通知の要旨

(1)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松阪市飯高町宮前字庚神畑1346

(2)　保安林として指定された目的

水源の涵養

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第四百五十三号

漁港管理者の指定の一部を改正する告示をこゝに公布します。

平成三十年三月六日

三重県知事　鈴木英敬

漁港管理者の指定の一部を改正する告示

漁港管理者の指定（昭和二十八年三重県告示第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

「白塚一　河芸郡白塚町　白塚町」を

「白塚二　津市白塚町　津市河芸町　三重県」に改める。

附　則

この告示は、平成三十年三月十日から施行する。

三重県告示第154号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出（大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更）に対して同法第8条第1項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

平成30年3月6日

三重県知事　鈴木英敬

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

久居インターガーデン（Aブロック）

津市久居明神町字風早2370ほか43筆

2　津市から聴取した意見

意見なし

3　意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4　意見の縦覧の期間及び時間

平成30年3月6日から同年4月6日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第155号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出（大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更）に対して同法第8条第1項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

平成30年3月6日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　大規模小売店舗の名称及び所在地
　久居インターガーデン（Bブロック）
　津市久居明神町字風早2381-2ほか30筆
2　津市から聴取した意見
　意見なし
3　意見の縦覧場所
　三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
4　意見の縦覧の期間及び時間
　平成30年3月6日から同年4月6日まで
　開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第156号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出（大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更）に対して同法第8条第1項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

平成30年3月6日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　大規模小売店舗の名称及び所在地
　久居インターガーデン（Cブロック）
　津市久居明神町字風早2488-1ほか38筆
2　津市から聴取した意見
　意見なし
3　意見の縦覧場所
　三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
4　意見の縦覧の期間及び時間
　平成30年3月6日から同年4月6日まで
　開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第157号

三重県証紙条例（昭和40年三重県条例第12号）第5条第1項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の名称を次のとおり変更した旨の届出がありました。

平成30年3月6日

三重県知事　鈴　木　英　敬

販売人の名称	販売所の名称		変更年月日
	旧	新	
伊勢農業協同組合	紀伊長島支店	紀北支店	平成30年2月24日

海調委告示

三重海区漁業調整委員会告示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定により、漁業権の免許内容等の事前決定について、次のとおり公聴会を開催します。

平成30年3月6日

三重海区漁業調整委員会会長　　掛　　橋　　武

1　期日

平成30年3月20日（火）　午前10時から午前10時40分まで

2　場所

三重県津市栄町一丁目954　三重県栄町庁舎4階　三重海区漁業調整委員会委員室

3　目的及び内容

次の海域における漁業権の免許内容等の事前決定について、漁業権を有する者、入漁権を有する者、漁業権に基づいて漁業経営をしている者、漁業協同組合関係者その他利害関係のある者から意見を聴取します。

漁業の種類	漁場計画を樹立する海域
区画漁業 （藻類養殖業、貝類養殖業、魚類養殖業、くろまぐろ養殖業）	伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町及び熊野市の地先海面

4　公述の方法

公聴会で意見を述べようとする者（3 に該当する者）は、次の(1)又は(2)のいずれかの方法を選択することができます。

(1)　公聴会に出席して意見を述べる方法

(2)　公聴会には出席せず、文書で意見を提出する方法（ただし、郵送又は持参に限ります。）

文書で意見を提出する場合の提出期限

提出期限：平成30年3月15日（木）午後5時必着

提 出 先：〒514-0004　津市栄町一丁目954　三重県栄町庁舎4階

三重海区漁業調整委員会事務局

提出する文書の様式は関係者に通知するほか、県のホームページに掲載します。

公　　告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出がありました。

平成30年3月6日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

宮川用水土地改良区（伊勢市河崎1丁目11番8号）

退任理事

多気郡大台町小滝57番地3　　尾　上　武　義

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、亀山市長から通知がありました。

平成30年3月6日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

1　作業種類

公共測量（3級基準点測量）

2　作業期間

平成30年3月1日から同月20日まで

3　作業地域

亀山市南野町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が平成30年2月13日に終了した旨、三重県四日市建設事務所長から通知がありました。

平成30年3月6日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　作業種類

公共測量（砂防基盤図作成）

2　作業地域

四日市市内山町、同市高花平1丁目、同市小山町、同市山田町、同市河原田町、同市和無田町、同市鹿間町、同市堂ヶ山町、同市六名町、同市水沢町及び同市西山町

正　　誤

平成30年2月23日付け三重県公報第2982号に登載しました、開発行為に関する工事の完了の公告中

ページ	行	誤	正
24	29	玉葛	玉葛

発行　三　重　県

三重県津市広明町13番地
三重県総務部法務・文書課
電話　059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 http://www.pref.mie.lg.jp/